

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1703010060469
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	御坊市島字上三百歩			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
626番40	宅地	31	34	626番32から分筆 〔令和7年1月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和56年7月10日 第8169号	所有者 御 坊 市 順位1番の登記を転写 令和7年1月7日受付 第36号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月14日
和歌山地方法務局御坊支局

登記官

黒 田 武 志

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25958 (5/6)

1/1

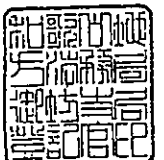


表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1703010057111
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	御坊市島字上三百歩			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
626番32	宅地	132	96	626番1から分筆 〔令和5年3月14日〕	
余 白	余 白	60	90	③626番32、626番40、626番41、 626番42に分筆 〔令和7年1月7日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和56年7月10日 第8169号	所有者 御 坊 市 順位1番の登記を転写 令和5年3月7日受付 第821号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年1月14日

和歌山地方法務局御坊支局

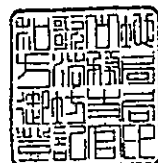
登記官

黒 田 武 志

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25957 (10/10)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1703010060463
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	御坊市島字上三百歩			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
625番9	雑種地	4 8 8		不詳 〔令和7年1月7日〕	
所 有 者	和 歌 山 県 御 坊 市				



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月14日

和歌山地方法務局御坊支局

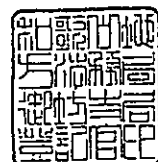
登記官

黒 田 武 志

* 「登記の目的」欄に「相続人中告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの中出に基づき、登記官が職権で、中出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25957 (5/10)



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	1703010060460
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	御坊市島字上三百歩			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
625番6	雑種地	64		625番3から分筆 〔令和7年1月7日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年2月17日 第1601号	原因 昭和55年12月19日売買 所有者 御坊市 順位1番の登記を転写 令和7年1月7日受付 第33号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月14日

和歌山地方法務局御坊支局

登記官

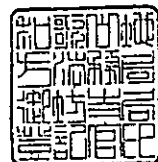
黒田武志

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25957 (-2/10)

1/1



表題部	(土地の表示)	調製	余白	不動産番号	1703010060462
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	御坊市島字上三百歩		余白		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
625番8	雑種地	143		625番3から分筆 〔令和7年1月7日〕	

権利部	(甲区)	(所有権に関する事項)	
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年2月17日 第1601号	原因 昭和55年12月19日売買 所有者 御坊市 順位1番の登記を転写 令和7年1月7日受付 第33号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年1月14日

和歌山地方法務局御坊支局

登記官

黒田武志

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25957 (4/10)

1/1

